

## 外国人技能実習制度の適正化と技能実習生の保護に関する意見書

2023年5月31日

日本労働組合総連合会九州ブロック連絡会

日本労働組合総連合会福岡県連合会

外国人技能実習法施行から5年が経過し、政府の技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議において特定技能制度も含めた見直しが開始されました。取りまとめられた中間報告書では、技能実習制度を抜本的に見直した「新たな制度」の創設が提起されています。しかし、外国人技能実習機構や監理団体による枠組みは引き続き維持されるため、見直しの実効性を高めるために、今後検討すべき課題は多く残されています。

一方、足元でも技能実習生に対する低賃金や長時間労働、ハラスメント等の労働関係法令違反等の問題の発生は後を絶ちません。また、技能実習の中止や解雇、出国制限による帰国困難などの事案を含め困難な状況に置かれている技能実習生も依然として存在しており、制度の本旨に沿い、適正に制度を実施していくことが強く求められています。

連合は、適正な制度運営および技能実習生の権利保護の観点から、以下の通り意見を申し上げます。

1. 外国人技能実習法の趣旨を踏まえ、外国人技能実習機構と都道府県労働局との相互連携を積極的にはかり、労働関係法令に対する監督指導体制を強化すること。
2. 技能実習生を含む、すべての外国人労働者の権利を確保し、適正な就労環境のもとで労働できるよう、外国人労働者を雇用する事業主に対し、「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」の周知を徹底すること。
3. 技能実習生は在留期間に限りのある有期労働契約により雇用されている者であり、解雇に関しては通常の労働者よりその有効性が厳しく判断されることを周知するとともに、安易な解雇や強制帰国に対しては厳正に対処すること。
4. 実習先の経営悪化等により、技能実習の継続が困難となった技能実習生に対しては、監理団体は新たな実習先を斡旋する必要があることを周知徹底するとともに、監理団体において新たな実習先を斡旋することができない場合においては、外国人技能実習機構が責任を持って新たな実習先を斡旋すること。
5. 技能実習生に対して最低賃金を下回る賃金しか支払われていない事例が多くみられることを踏まえ、外国人技能実習法第9条第9号の「技能実習生に対する報酬の額が日本人が従事する場合の報酬の額と同等以上であること」の確認を徹底すること。

6. 地方公共団体が設置・運営する一元的相談窓口をはじめ、労働局や外国人技能実習機構で受ける技能実習生からの相談内容については、地域協議会において共有するとともに、問題事例の把握に努め、技能実習生の保護をはかること。
7. 技能実習生の中には電話番号を持たない、また自由に外出することもままならない者がいることも踏まえ、メールやSNS等多様な相談支援体制を構築するとともに、技能実習生がアクセスしやすいよう多言語化対応等を含め、相談支援自体の周知を行うこと。
8. 九州ブロックにおいて把握した、技能実習生からの相談件数、監理団体および実習実施機関に対する不正行為件数、労働基準監督署による監督指導、送検件数等について公表すること。
9. 技能実習生の日本語能力の向上に向け、自治体等が行う支援について監理団体や実習実施者、また技能実習生に対し適切に情報提供を行うとともに、希望する技能実習生が支援を受けられるよう環境整備に努めること。
10. 監理団体への年1回の実地検査ならびに実習実施者への3年以内の実地検査を完全履行するとともに、実習計画に沿った技能実習内容となっているか、適正な職場環境と労働条件が確保されているかを確認すること。また、是正が必要な場合においては、適正な指導を行うとともに、改善報告の確認を行うこと。
11. 監理団体等への実地検査や、適切な技能実習計画の認定、さらには技能実習生の保護の観点から、外国人技能実習機構事務所の体制を強化するとともに、職員の労働関係法令および出入国管理関係法令の研修を行うなど、人材育成に努めること。
12. 疾病や感染症などを含め安全衛生に係る技能実習生への情報提供については、やさしい日本語を始めとする多言語による最新の情報提供に努めるとともに、監理団体および実習実施者への周知を徹底すること。
13. 技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議において議論されている両制度の見直しの方向性について、技能実習生や実習実施者、監理団体等に対し、正確かつ丁寧な周知を行うこと。

以上